

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.5

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43886

176

しめれば」と云ふ事件付きである。半國は北緯
 の行動に危機を帯びてあり、結果の反応を考
 へなければならぬ。又日本が持込を要請
 する事態もあり得る訳である。このコンクリ
 ートのコンクリートで有事持込に及ぶと記憶す
 る。本國のケースは軍は格好で不持込であ
 る。有事持込に付いては何か要に考へられ
 るか。

本國へは考へれば考へる程むづかしい。恐ら
 く持込の軍事協定と云ふものは option の
 軍事協定と云ふことにはならないか。又
 使用と云ふことはこれは、執行的執行動で
 あるから、これはまた軍事協定と云ふことには
 ならないか。

公使一使の用係子と同様の問題を扱つて

いる例があるから参考に供すべし。先般の
 半國 paper はどうか
 本國 - 北緯に及ぶしつたのを奇異に思
 つか。それ以上から、何かのしつた
 ところはないか。
 公使 - 本國 - 流しをいじり上。

台協の場合に軍事協定以前の問題がある
 と云ふのは、その通りであるか。通商協定は、
 本國も色々と問題を抱えているのであ
 り、台協の成立は、日本の利益に資するものと
 認められるだろうから、現在と多少の遅延を
 許すのはいいか。台協で本國が断念する
 と云ふことは、remote とは思ふか。半國は、現
 在、防衛と軍事的に commit していることは、理
 解し難い。危機は remote とは思ふか。

就附に入ると云ふ事柄は軍事協定の
 の問題とはならないか 内容は ECに
 対する攻撃の防衛に連続して12 連打
 に攻撃に立たなければならぬ 云々云々
 軍事が有り得るといふことである。
 公使 - 軍についてはその趣意は明白
 があるか 最も肉肉があるはずである。
 1960年の朝鮮の問題も核心は此にある。
 本官 - 此の趣意は大臣も迅速に軍事協定
 手続の問題に波及して12 連打。
 公使 - 此の趣意は承知して12 連打が軍を
 協定させることはむづかしい。
 本官 - これはもう少し法を法ある必要が
 ある事である。

公使 - 日英協定の総論の一方の発言は内
 閣の連続性により米国内閣の意向が可なり
 如何。
 本官 - 共同声明は連続性あるものとして
 扱はれたい。一方の発言はそれだけ
 然るべきにして12 連打は無く 共同声明に
 上れば 核軍全体の共同声明で cover
 されたい。その中で朝鮮につき特に扱
 たいに補足して12 連打である。後つて
 一方の発言も共同声明の旨と同じく連
 続性があると云ふ事である。
 公使 - 日英協定は private understanding は
 一切黙秘である云々云々。
 本官 - 行政権の許す最大限を共同声明
 に盛り込み 如何に解決 item 云々云々

である。

公使 - 取決めと云うよりな形がなぐ例は
 は「解散」に内するに依ると云うよりな形
 も考へられたい。

本官 - かつてオダゴンは使と其の持たせ
 もしたところがあるが、厚村に先が重臣
 の後についで合衆長に達し、若しどうして
 も共同所~~所~~から、ほみせすものありとせ
 ば、之を「解散」にせしめ、どういふ形にし
 得るか、と云う方法を考へるより、致し方
 ない。

公使 - 重臣問題を先が「解散」と云うことと云うこと
 本官 - 先般の以内の *formable cases* も元
 々重臣の法に入るといふ方法が、その
computerize すると云う趣意は、たゞ、大區

の訓令も、今日中に「解散」にせしめ、
 本官「解散」と云うことと云うこと、
 に努力することと云うこと。

公使 - 同様である。二回 - 公使は
 時々大區と相談し、公使の意向が、
 意見を御座らないことと云うこと。

本官 - 大區は「解散」にせしめ、
 本官「解散」にせしめ、
 より、いつても大使に全はれることと云うこと。
 次回は「解散」の意向を厭はず、先般の半
 例案中、公使の意向と両立し得る点を
 指摘するすることと云うこと。

公使 - 控橋である。